

# インターネット端末利用営業を営む各事業者の皆様へ

令和元年8月

最近発生した違反事例です。  
本資料を活用し、条例の遵守に努めてください。

## 事例1

ネットカフェAでは、顧客が読みたいマンガが、どの本棚にあるかを調べられるように、『コミック検索性』としてインターネットに接続されたパソコンを、店内の通路に設置し、誰でも自由に利用できるようにしていた。



## 解説

営業者は、顧客に提供した端末の特定が義務付けられています。

(インターネット端末利用営業の規制に関する条例 第6条「通信端末機器特定記録等の作成義務等」)

しかし、共有スペースに誰でも自由に利用できるインターネット端末を設置すると、実際に利用した顧客を特定することは難しくなります。

コミック検索専用端末を設置する場合、**コミック検索機能しか利用できないように設定し、他のウェブサイトの閲覧やメール送信などのインターネット利用ができないような措置**を講じてください。

## 事例2

ネットカフェBでは、顧客情報を受付用端末で管理していた。  
受付用端末には、顧客の入店時間は記録されていたが、退店時間は一切記録していなかった。



## 解説

顧客が入店・退店した日付及び時刻は、条例第6条「通信端末機器特定記録等の作成義務等」に、記録すべき事項として定められています。

様式は問いませんが、文書（紙媒体）や電磁的記録（データ）等により、**役務提供を終了した日から三年間保存**しなければなりません。